

令和5年10月12日

横手・半田・伊藤特定建設工事共同企業体

代表企業 横手建設株式会社

代表取締役 武茂広行

「横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業」
原因究明と再発防止等に関する第三者調査の結果報告について

この度の「横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業」における施工ミスに関しまして、再開発組合様、権利者の皆様、一般業務代行者様、国、県、市の各行政団体の皆様、そして本建物の利用を楽しみにお待ちいただいた皆様に対して、多大なるご迷惑をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

令和5年9月11日(月)付「B-1棟の改修工事の方針と第三者調査について」にて公表いたしましたとおり、TMI総合法律事務所様による「原因究明と再発防止等に関する第三者調査」を8月29日(火)より進めておりました。

この度調査が終了し、10月11日(水)の再開発組合様の理事会において、調査結果が報告されました。その内容につきまして、別紙のとおり公表いたします。

私ども企業体は、この調査結果報告書においてご指摘頂いた事項を真摯に受け止めるとともに、再発防止と信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

改めて、皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせ先

横手建設株式会社 0182-32-1697

・受付時間 午前8時～午後5時30分（土曜・日曜・祝祭日を除く）

2023 年 10 月 10 日

横手・半田・伊藤特定建設工事共同企業体 御中

TMI 総合法律事務所

横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業における
施工不良等に関する調査報告書（要約）

第 1 本調査の概要

本調査は、横手・半田・伊藤特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）の依頼に基づき、①JV が請け負った横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業（以下「本事業」という。）の B-1 棟における X6Y4 通りに配置されている柱のアンカーボルトの位置ずれ（以下「本施工不良」という。）と、②本施工不良を本事業の一般業務代行者である「ALEX・浅井謙建築研究所・Arch5 共同企業体」（以下「一代」という。）等に報告せず、本施工不良状態のまま鉄骨を建て入れした問題（以下「本鉄骨建て入れ」といい、本鉄骨の建て方工事を「本鉄骨建て方工事」といい、本施工不良及び本鉄骨建て入れを総称して「本施工不良等」という。）について、本施工不良が生じた理由及び経緯、本施工不良の認識時期、本鉄骨建て方工事に及んだ経緯、動機、その他本施工不良から本施工不良等の事実の発覚までを巡る事実関係の調査と同結果に基づく原因分析と再発防止策の提言を行うために実施された。

第 2 調査結果（工程毎の詳細は別紙参照）

1 本施工不良について

- (1) 2022 年 9 月末から 10 月 4 日までの間に、X6Y4 通りのアンカーボルトが大きくずれていることが発覚した。
- (2) 本施工不良の原因については、基礎配筋、基礎型枠設置、コンクリート打設前のアンカーボルトの調整作業、かぶり厚の確保のための調整作業、コンクリート打設などの複数の工程のいずれかから発生したと考えられる。しかし、当時の作業記録、実際に施工作业を行った図面の一部が既に廃棄されており、また、関係者の発言も多岐に亘るため、直接の原因を特定するには至らなかった。
- (3) もっとも、JV による図面のチェックや最新版管理が適正になされていたとはいえ、かつ、JV による自主検査は、いずれの工程においても十分に実施されていたとは認めがたく、自主検査に関するチェック体制が機能していれば、本施工不良をより早い段階で発見できていた可能性がある。

2 本鉄骨建て方工事について

- (1) 本工事の現場代理人及び監理技術者は、本施工不良を知らず、一代やJV各社に報告・相談することなく、2022年10月5日、協力業者との打ち合わせの場で、協力業者に対し、本施工不良を修正せずに鉄骨を建てるのが物理的に可能かどうか検討するよう要請した。現場代理人は、同日、協力業者から鉄骨の梁を加工する場合の想定図面の送付を受け、その2、3日後、一代やJV各社に報告・相談することなく、協力業者に対し、梁を切断して鉄骨を建てるよう指示を出した。現場代理人及び監理技術者は、報告・相談しなかった理由について、工期を優先した、報告・相談できるレベルの話ではなかった、途中から業務に忙殺され、報告・相談する物理的・心理的余裕がなかった旨発言している。なお、それ以外の事情として、2021年9月頃、C-1棟の建設工事において、一代の承認を得ずに、JVで判断した仕様でアンカーボルトを設定して基礎コンクリートの打設を行ってしまい、結果的に、工事を中断して、基礎コンクリートを破壊してアンカーボルトを設置しなおしたことがあった。現場代理人は、当時、このトラブルの解決のために各種報告書の作成、関係各所への報告、工期の調整等が必要となるなど膨大な作業と労力が生じており、本施工不良において、同種のトラブルを再度発生させてしまったことについて「二度目はない」と感じてしまったことから、一代に報告することができなかった。
- (2) 監理技術者は、鉄骨建て方の自主検査記録として、X6Y4通りの柱について、実際の柱の傾きとは異なる傾きを記入して虚偽の報告書を作成した。現場代理人は、監理技術者に対し、虚偽の報告書作成を指示したわけではなかったが、監理技術者がそうした報告書を作成して処理しているであろうことは認識していた。
- (3) 本鉄骨建て方の一代による立ち会い検査は、2022年10月15日に行われた。もっとも、工事現場では並行して鉄骨建て方工事が進んでおり、危険な場所もあったため、JV側において、危険でない場所をサンプル調査地点として選定し、検査が行われた。JV側は、10月15日の段階ではX6Y4通りの鉄骨はまだ建て入れされていなかったもので、それ以外の箇所をサンプルとして指定しており、結局、X6Y4通りの鉄骨のずれが発見されることがなかった。

3 その後の事情

- (1) 2023年6月29日、B-1棟の再開発組合による現場検査において、横手市職員から横手建設の常務取締役に対して、B-1棟について施工不良があるという噂があるが本当かという質問がなされた。このとき、同常務取締役は、施工不良の事実を把握しておらず、そのような事実はないと回答した。
- (2) 2023年6月30日、B-1棟の仮引き渡しが行われ、これに前後して、現場詰所の清掃が行われ、現場詰所で保管されていた図面等の書類が廃棄された。

- (3) 2023 年 7 月 1 日、現場代理人は、同常務取締役に対して、本施工不良の事実をはじめて報告した。しかしながら、同常務取締役は、この事実を横手建設社長には報告せず、それ以上の事実確認もせず、また詳細な事実報告を現場代理人に求めることもしなかった。
- (4) 監理技術者は、一代から、柱の傾きについての報告書の提出を求められ、2023 年 7 月 1 日、現場代理人にも相談した上で、柱に傾きがない旨の虚偽の報告書を作成して提出した。一代は、このような JV からの報告に基づいて、2023 年 7 月 5 日、再開発組合総合定例会において、B-1 棟の柱に傾きはない旨の報告を行った。
- (5) 2023 年 7 月 6 日 17 時頃、横手建設本社内において、同社社長が、B1 棟の施工不良の噂の事実について確認を行うため、同社の役員、幹部社員を招集し、現場代理人に対して、鉄骨の傾きの事実について確認したところ、現場代理人がその場で X6Y4 通りのアンカーボルトがずれており、そのまま鉄骨を建てた結果、当該鉄骨が傾いていることを認めた。
- (6) 同社社長は、現場代理人からの報告を受けて、同日 19 時から 19 時半頃、他の JV2 社を含む関係者に連絡し、翌 2023 年 7 月 7 日、再開発組合へ報告するとともに、その後の記者会見において、一連の事実を公表した。
- (7) 同社社長は現場代理人が自認するまで、施工不良はないと認識しており関係各所にもそのような回答をしており、同社社長が本施工不良から始まる一連の問題について、具体的な指示をしている証拠は発見されなかった。また、他 JV2 社の経営者も、こうした問題を知ったのは、7 月 6 日の横手建設社長からの連絡がはじめてであった。

以上のとおり、現場代理人及び監理技術者は、工期を優先するあまり、アンカーボルトの施工不良を是正しないまま工事を進め、横手建設に報告・相談することもなく、一代に対して虚偽の報告を行い、結果的に半年以上経過した 2023 年 7 月まで、本施工不良等の事実を明らかにしなかった。

もっとも、これら一連の行為は、あくまで現場代理人及び監理技術者の 2 名によって主導されたものであり、この 2 名以外の者が、これらの行為に積極的に関与したことを示す事実、及び JV3 社の役員からの指示というような、組織的関与を裏付ける事実は見つからなかった。

第 3 原因分析と再発防止策

1 原因分析

現場代理人及び監理技術者は、工期を優先するなどの理由により、鉄骨を加工した上で、そのまま本鉄骨建て方工事を進めることを決定し、両名の主導の下、そのまま工事が進められ

た。

本施工不良等について、それらが発生し、本建て入れ工事やその後の虚偽報告等に至った原因を以下の通り分析する。

(1) JV の施工管理体制の不備

→協力業者の作業に対する JV の適切な自主検査がなされていれば、早期に本施工不良の原因となる事実を発見できていた可能性

ア JV の再開発事業の施工経験不足と、それを補填する措置が不十分であったこと

- ・「質の面」：再開発事業の経験者とのアドバイザリー契約を締結予定であったが、コロナ禍により締結には至らず

- ・「量の面」：通常同程度の工事と比較して少ない JV 職員の配員

イ JV における自主検査のための環境整備が十分ではなかったこと

- ・自主検査の役割分担が不明確
- ・自主検査のルールが不明確
- ・施工図面等の最新版管理が不十分

(2) 本鉄骨建て方工事、虚偽報告に至ったコンプライアンス、JV 組織上の問題

ア 現場代理人及び監理技術者のコンプライアンス意識の著しい欠如

イ 報告・相談を思いとどませた組織上の問題

- ・横手建設におけるコンプライアンス教育の不備、直接コミュニケーションの不備
- ・他の JV2 社の当事者意識の欠如
- ・協力業者からの内部相談の仕組みの欠如

2 再発防止策の提言

(1) 自主検査を確実に行うことのできる体制整備

(2) 自主検査実施のための役割分担、ルール、ツールの整備

(3) コンプライアンス意識の醸成

(4) コミュニケーション改善

ア 横手建設における企業風土改善

イ JV 内部でのコミュニケーション改善

ウ 協力業者も含めた相談窓口の設置

以上

(別紙) 工程毎で確認された事実

(1)捨てコンクリートへの墨出し

ア X6Y4 通りについての墨出し作業は、2022 年 8 月 30 日に実施された。

イ 2023 年 7 月 7 日の再開発組合による記者会見において、JV から墨出しの段階で誤った可能性があるとの説明がなされたが、協力業者が実際に行った墨出し線が写った写真等を確認したところ、墨出し作業は適正な位置になされていた可能性が高い。

(2)アンカーボルトの設置作業

ウ X6Y4 通りについてのアンカーボルトの設置作業は、2022 年 8 月 30 日に実施された。

エ 同作業を実施した協力業者が保持していた図面に同業者が作業結果を書き込んだ数値と、設計図書の値が概ね一致していることから、X6Y4 通りのアンカーボルトは正しい位置に設置されていた可能性が高い。なお、JV 職員は、協力業者の作業終了後、設置状況を確認したり、自ら計測するなどの自主作業を実施していなかった。

(3)基礎配筋

オ 特に問題となる事実は発見できていない。

(4)基礎型枠取付け

カ 特に問題となる事実は発見できていない。

(5) コンクリート打設前のアンカーボルト位置確認

キ 本工事で使用されたアンカーボルトは、捨てコンクリートから 2 メートル程度の高さがあり、基礎配筋や基礎型枠取付作業の影響により、上部の位置がずれることがある。そのため、コンクリート打設前に、上部のアンカーボルトの位置確認を行うことが必要となる。

ク 本工事でも、位置確認を行い、X6Y4 通りについても位置修正を行っている。

ケ この点、JV 職員から協力業者に対して、設計図面を正確に反映していないアンカーボルト設置図が交付された可能性は完全には否定できないものの、このことが本施工不良の原因であると特定するには至らなかった。

コ なお、JV 職員は、位置確認の現場の現場には立ち会っておらず、自ら位置確認をすることもなかった。

(6)基礎配筋・基礎型枠の監理者検査

サ X6Y4 通り付近については、2022 年 9 月 21 日に監理者検査が行われた。この監理者検査において、監理者からかぶり厚が十分に確保できていないという指摘を受け、JV は、

基礎型枠内側のスタイロフォームを 50 mm 程度削ってかぶり厚の確保を行った。

シ このとき、かぶり厚が確保できていない原因がどこにあるのかについての JV 内での検討は行われなかった。

(7) コンクリート打設

ス X6Y4 通り付近については、2022 年 9 月 22 日にコンクリートの打設が行われた。

(8) 本鉄骨建て方工事のための墨出し

セ 鉄骨を立てるためのベースプレートの位置を確認するために、遅くとも 2022 年 9 月 27 日から、打設後の基礎コンクリート上に墨出しが開始された。

ソ 9 月末から 10 月 4 日までの間に、X6Y4 通りのアンカーボルトが大きくずれていることが発覚した。

タ 監理技術者は、JV 職員から本施工不良について報告を受けて、現場代理人に対してこのことを報告し、今後の対応について協議をしたが、現場代理人及び監理技術者は、この段階では結論を出すことができず、自らの会社（横手建設）の上司に対して、この問題を相談・報告することもしなかった。

チ JV 職員は、本施工不良のやり直しを提案したり、自らの所属する会社の役員に対し、対応策を相談したりした。しかし、JV 職員や相談を受けた役員は、本施工不良は、最終的には現場代理人及び監理技術者が判断する事項と考え、それ以上、所属会社や JV 内部でこの問題を共有することはなかった。

(9) 本鉄骨建て方工事

ツ 現場代理人及び監理技術者は、2022 年 10 月 4 日、本鉄骨建て方工事の協力業者 3 社に対し、本施工不良を伝え、翌 5 日の午前中、B-1 棟の工事現場休憩所に、これらの業者を呼び出して、打ち合わせを行った。

テ この打ち合わせにおいても、協力業者からは、基礎を壊してやり直す方法が提案されたが、鉄骨の搬入作業が順次始まるという状況において、現場代理人及び監理技術者は、本鉄骨建て方工事を中断して、本施工不良を修正するという決断をすることができなかった。そして、現場代理人から、協力業者に対して、本施工不良を修正せずに鉄骨を立てることが物理的に可能かどうか検討するよう要請し、同協力業者は、鉄骨の梁を加工する場合の想定図面を送付した。

ト この図面を受けて、現場代理人は、一代に報告・相談することもなく、2、3 日後、協力業者に対して、梁を切断して鉄骨を立てるように指示を出した。

ナ 現場代理人の指示を受けて、協力業者は、かかる梁切断加工について一代の承認を得ているかどうか現場代理人に確認することなく、梁を加工して、加工済みの梁を 11 月 1 日に現場に納品した。そして、協力業者によって、鉄骨の建て方が行われ、本鉄骨建て

方工事は、2022 年 11 月 19 日までに完了した。

(10) 鉄骨建て方の自主検査

- ニ 鉄骨建て方の自主検査記録として、監理技術者は、X6Y4 通りの柱について、実際の柱の傾きとは異なる傾きを記入して虚偽の報告書を作成した。

(11) 監理者による鉄骨建て方の工程検査

- ヌ 鉄骨建て方については、一代による立ち会いにより検査が実施されている。本件ではサンプル調査が実施され、2022 年 10 月 15 日に検査が行われた。
- ネ 10 月 15 日の時点では、工事現場では並行して鉄骨建て方工事が進んでおり、危険な場所もあったため、JV 側において、危険でない場所をサンプル調査地点として選定し、検査が行われた。JV 側は、10 月 15 日の段階では X6Y4 通りの鉄骨はまだ建て入れられていなかったもので、それ以外の箇所をサンプルとして指定しており、結局、X6Y4 通りの鉄骨のずれは発見されることがなかった。

(12) その後の事情

- ノ 2023 年 6 月 29 日、B-1 棟の再開発組合による現場検査において、横手市職員から横手建設の常務取締役に対して、B-1 棟について施工不良があるという噂があるが本当かという質問がなされた。このとき、同常務は、施工不良の事実を把握しておらず、そのような事実はないと回答した。
- ハ 2023 年 7 月 1 日、現場代理人は、同常務に対して、本施工不良の事実をはじめて報告した。しかしながら、同常務は、この事実を横手建設社長には報告せず、それ以上の事実確認もせず、また詳細な事実報告を現場代理人に求めることもしなかった。一方で、監理技術者は、一代から、柱の傾きについての報告書の提出を求められ、同日、現場代理人にも相談した上で、柱に傾きがない旨の虚偽の報告書を作成して提出した。
- ヒ 2023 年 7 月 5 日、一代は、このような JV からの報告に基づいて、再開発組合総会において、B-1 棟の柱に傾きはない旨の報告を行った。
- フ 2023 年 7 月 6 日 17 時頃、横手建設本社内において、横手建設社長が、B1 棟の施工不良の噂の事実について確認を行うため、同社の役員、幹部社員を招集し、現場代理人に対して、鉄骨の傾きの事実について確認したところ、現場代理人がその場で X6Y4 通りのアンカーボルトがずれており、そのまま鉄骨を建てた結果、当該鉄骨が傾いていることを認めた。
- ヘ 横手建設社長は、現場代理人からの報告を受けて、同日 19 時から 19 時半頃、他の JV2 社を含む関係者に連絡し、翌 7 日、再開発組合へ報告するとともに、その後の記者会見において、一連の事実を公表した。
- ホ 横手建設社長は現場代理人が自認するまで、施工不良はないと認識しており関係各所

にもそのような回答をしており、横手建設社長が本施工不良から始まる一連の問題について、具体的な指示をしている証拠は発見されなかった。また、半田工務店会長、伊藤建設工業社長も、こうした問題を知ったのは、7月6日の横手建設社長からの連絡がはじめてであった。

以上